

とらい & GROW 330号

2015/9/28発行
2015.9月号

日本経済の転機・消費税率アップが引き金(平成29年4月)

アベノミクスで安倍政権が頑張っている。考えられる方策をなんでもやり景気浮揚、デフレ脱却のため惜しげなく資金を出し、民間活力復活を待っている。しかし発表される各指標は重い。設備投資、貿易収支、鉱工業生産、内需、・・・外国人による爆買いなど一時的なものだ。

人口減、高齢化を超えての経済活況は極めて難しい、むしろ静かな下降線を考えるべきだろう。下降線必ずしも消極的、弱気ではない。ハッキリこの引き金になるのは再来年の消費税率アップかも知れない。

税率アップは我が国の財政状態を考えればもう避けては通れない。むしろ目標値としては15%を視野におかねば日本がもたないであろう。もちろん併せて大胆な行政改革と同時進行になるが・・・。再来年4月10%アップを見据えた動きは来年秋がピークとなる。日本の将来を考える大激論を生むはずだ。プライマリーバランス(単年度予算収支均衡)を確立できるか、否か・・・?今度こそ今まで先送り先送りにしてきた諸問題に決着を求められる。こども、子孫にこのツケを押し付けるわけにはいかないのだから。

さてならばどうしたら良いのか?坂本龍馬は明治維新の新しい時代建設で「日本を洗濯する」と言い放ったと言う。少なくとも私たちはひとり一人健康体を造っておきたい。J・Fケネディーは「国が何をしてくれるかを考えるのではなく、みなさん国民が国に対し何が出来るかを考えてほしい」と。まずひとり一人の立ち位置の中でより強靭さが欲しい。身体も精神も。まずねばっこい、しなやかな生活習慣が必要になる。家計支出をとっても今のまま続けて良いのか、見直すところはないのか。



国民みんな(私も)が何とかなる。今までも苦難を乗り越えてきた・・・。実はこの「他人事」観の蔓延、「自分さえ良ければ」が恐ろしい。あのギリシャの例を見るまでもなく、今我が国も紙一重と言えらると思う。

さわやか土曜塾の御案内

<前回の格言>

日時 10月17日 10:00~11:30

今回は第3土曜日開催ですので、ご注意ください

場所 辻堂市民図書館 2F 会議室

参加費 500円

講師 北 雄二

(公益財団法人モラロジー研究所参与)

天命に従ってつづさに人事を尽くす

人事を尽くして天命を待つのではなく、天命に従い、人身開発救済の精神で何事にも全力で当たれば、自己の品性はますます向上し、何事も成就するので、实际的、科学的に真の安心立命を得ることが出来ることを説いています。

お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

物納制度 ご存知ですか？

…相続税の納税は金銭で一括納付する事が原則ですが、一括納付が困難の場合は延納（分割）で支払う事が認められています。また延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による物納が認められています。

延納の要件

納める相続税額が10万を超える事
期限内に相続税を現金で一度に納めることが困難であり、かつその納付を困難とする金額を限度としていること
圓納税額及び利子税の額に見合う担保を提供できること。ただし延納税額が50万円未満で、かつ延納期間が3年以下の場合は担保不要
延納しようとする相続税の納期限又は納付すべき日（延納申請期限）までに延納申告書を所轄税務署長に提出する事

物納の要件

延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつその納付を困難とする金額を限度としていること
申請財産が定められた種類の財産であり、かつ定められた順位によっていること
物納適格財産であること
物納申請書及び物納手続関係書類を期限まで提出すること

< 物納要件の解説 >

延納によっても金銭で納付することを困難とする事由の手続きとしては、『金銭納付を困難とする理由書』に具体的な収支金額を記載し、金銭納付が困難とする事由を証明、提出する必要があります。

定められた種類の財産とは納付すべき相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産をいい、定められた順位とは次に掲げる財産及び順位で、その所在が日本国内にあるものをいう。

- 第一順位 1) 国債、地方債、不動産、船舶
2) 不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
- 第二順位 3) 社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
4) 株式のうち物納劣後財産に該当するもの
- 第三順位 5) 動産



物納適格財産とは管理処分不適格財産に該当しないものであること及び物納劣後財産に該当する場合には、他に物納に充てるべき適当な財産がないこと。

管理処分不適格財産とは...

- (イ) 担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- (ロ) 境界が明らかでない土地
- (ハ) その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産

物納劣後財産とは...

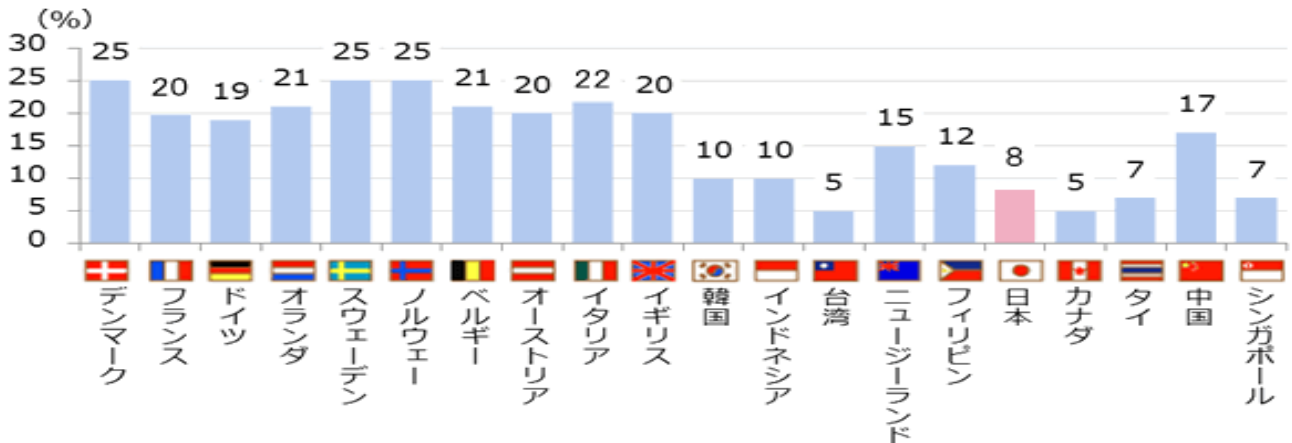
- (イ) 過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われないおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産
- (ロ) 建築基準法第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接していない土地
- (ハ) 事業の休止（一時的な休止を除く）をしている法人に係る株式

なお管理処分不適格財産・物納劣後財産ともに上記記載のほかにもありますので、詳しくは国税庁のHPなどでご確認下さい。

〈各国の消費税の負担軽減策〉

日本では2017年4月に消費税率が10%に引き上げられるのを前に、政府・与党内で低所得者対策の議論が本格化しています。財務省案では、還付の対象となるのは酒を除く飲料・食料品などの生活必需品。消費者が会計をする時点では一律に10%分の消費税を支払いますが、マイナンバー制度に伴って導入される個人番号カードをレジにかざせば2%分を後日、返金する仕組みとなっています。（還付上限は4000円で検討されています。）

消費税（付加価値税）の標準税率（2015年1月現在） 国税庁 HP より



欧州の軽減税率

ほぼ全ての加盟国が軽減税率を取り入れている。食料品の場合、イギリスは標準税率の20%に対して0%。その他の主要国では、フランスが20%に対し5.5%、ドイツが19%に対し7%、スペインは21%に対して4%などと各国が大幅に低く設定されています。

各国の特徴的な軽減税率

イギリス

お持ち帰り商品...温度で線引きがされています。「販売時点で気温より高い温度のもの」で税率が変わります。ハンバーガーなど温かいテイクアウト商品は標準税率で20%に対し、デリカテッセンなどスーパーの総菜は軽減税率で0%です。



フランス

世界三大珍味...フランスではキャビアは輸入されており、国産のフォアグラ・トリュフ産業を保護する観点から、フォアグラ・トリュフには軽減税率を適用しています。キャビアは標準税率19.6%に対しフォアグラとトリュフは軽減税率5.6%

バターとマーガリン...工業製品であるマーガリンに対し、酪農品であるバターの生産を保護し振興するための産業政策から税率が変わります。（マーガリンは標準税率で19.6%、バターは軽減税率で5.5%）

ドイツ

どこで食べるかで税率が変わる...ファーストフード店でソーセージのテイクアウトは軽減税率7%、店内で食べると同じソーセージでも標準税率19%です。



カナダ

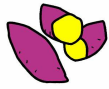
ドーナツの個数で税率が変わる...販売個数が少ない場合（5個以下）には、その場で食べる「外食」とみなして標準税率の10%がかかります。ドーナツ6個以上買うと、その場では食べられないとされ、食料品となり軽減税率0%となります。



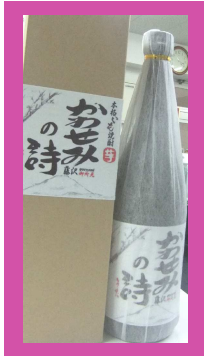
<お客様紹介>

今年も出来ました！！

香り高くすっきり・・・藤沢産さつまいもを使った



本格芋焼酎 かわせみの詩



藤沢市長後にありますフードショップハセガワさまのご紹介です。藤沢酒販組合北支部支部長でもある長谷川社長。地域活性化を目的に、御所見地区の『かわせみ農園』で収穫されたさつまいも（紅あずま）を使用し、御所見地区の「宮原コミュニティかわせみ運営委員会」と協同開発致しました。

藤沢御所見地区の素朴さが味わえる逸品です！度数は27度と少し高めですが、すっきりとした飲み心地・・・500本限定発売です！この機会にぜひご堪能ください！

販売店舗 藤沢小売酒販組合北支部（湘南台、長後、六会、御所見）に加盟の酒販店・コンビニ『かわせみの詩（うた）』
価格 1,400円（希望小売価格/税込）
容量 720ml（4合瓶）
度数 27度
原材料 紅あずま
生産地 宮原コミュニティかわせみ「かわせみ農園」
販売元 藤沢小売酒販組合北支部
製造元 梅ヶ枝酒造株式会社



問い合わせ先 （有）フードショップハセガワ

〒2520807 藤沢市下土棚 1742 番地 0466-43-4455

今月の一言 宇久田進治



家庭教育セミナーをやっています

やはり子育ての最大にして最重要度は「家庭」にあることは確かだ。教育が学校にあり、人育ては学校をおいてほかにない、とっていた。しかし学校教育以前にやはり「家庭」とりわけ、母親であろう。母親の肌のぬくもりとぴったり触れ合って母親のなかで始めてこどもは育つ、母の言動そのものがこどものなかに自然にはいる。やがて学校に入っても、こどもはしっかり親を真似して育つ。それほど大切な家庭・・・。父子家庭早起きしてお弁当をせっせと作ってくれた父に感謝のこころを持たないこどもはいない。色々あるのが家庭で社会の縮図だ。

藤沢商工会館ミナパークで家庭教育セミナーをやっています。

お問い合わせは宇久田税理士事務所 碓まで（ 0466-36-0627 ）



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル6F URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。また、バックナンバー（先月以前分）は上記ホームページに掲載されております。